

島根県道路整備方針検討業務 審査基準表

※配点について、1項目でも必須点を下回ると失格となる。

		配点			得点	評価基準
		基礎点	必須点※	加算点		
1. 業務の実施方針等						
	①業務理解度	10	3			非常に優秀10点、優秀7点、標準的5点、やや劣る3点、その他0点
	②作業フロー	5	3			・実施手順は適切か。該当3点、その他0点 ・実施手順は効率的か。該当2点、その他0点
	③工程表	5	3			・作業スケジュールは無理がなく、現実的か。該当3点、その他0点 ・作業スケジュールが具体的で漏れがないか。該当2点、その他0点
2. 業務内容の説明						
1. 現況の課題						
	①抽出した課題の妥当性			5		非常に優秀5点、優秀4点、標準的3点、やや劣る2点、その他0点
	②区間割の妥当性、説得性			5		非常に優秀5点、優秀4点、標準的3点、やや劣る2点、その他0点
2. 交通課題に関する意識調査						
	①対象とする範囲の妥当性			7		非常に優秀7点、優秀5点、標準的3点、やや劣る2点、その他0点
	②調査対象者の妥当性			7		非常に優秀7点、優秀5点、標準的3点、やや劣る2点、その他0点
	③調査項目の妥当性			7		非常に優秀7点、優秀5点、標準的3点、やや劣る2点、その他0点
	④調査方法の合理性、具体性			7		非常に優秀7点、優秀5点、標準的3点、やや劣る2点、その他0点
	⑤留意点の妥当性			7		非常に優秀7点、優秀5点、標準的3点、やや劣る2点、その他0点
3. 業務経験等						
	①組織の業務経験	9	2			・下記（１）、（２）に該当する業務実績が合計6件の場合6点、5件が5点、4件が4点、3件が3点、2件が2点、1件が1点 ・上記業務実績について、優良業務表彰実績が3件以上ある場合3点、2件が2点、1件が1点、その他0点 ※（１）、（２）の業務実績はそれぞれ最大3件まで記載可、また最低1件ずつの記載は必須
	②組織の業務実施能力	7	3			・業務体制図が示され、遂行可能な人員の確保の記載が、的確が3点、部分的に不明瞭が1点、その他0点 ・作業内容に沿った適切な役割分担の記載が、的確が2点、部分的に不明瞭が1点、その他0点 ・社内の情報管理体制の記載が、的確が2点、部分的に不明瞭が1点、その他0点
	③管理技術者の実務実施能力	9	1			・下記（１）、（２）に該当する業務実績が合計6件の場合6点、5件が5点、4件が4点、3件が3点、2件が2点、1件が1点 ・上記業務実績について、優秀建設技術者表彰実績が3件以上ある場合3点、2件が2点、1件が1点、その他0点 ※（１）、（２）の業務実績はそれぞれ最大3件まで記載可、また最低1件の記載は必須
4. 地理的条件						
	①会社所在地			5		島根県測量及び建設コンサルタント業務等入札参加資格を有し、県内に本社・本店を有すること、又は準地域内業者であること。
5. 見積の内容						
	①見積の妥当性	5	2			必要とされている経費についての記載が的確が3点、見積額が委託料上限額以下が2点、その他が0点
		50		50		

【業務実績の定義】

国（独立行政法人含む）及び県、市町村発注の平成26年4月1日から参加表明書提出日までに完了する業務で以下に該当するもの

- （１）広域道路計画、道路網・路線計画、道路整備計画、道路整備効果のいずれかに関する業務（同一業務で重複している場合も1件とする）
- （２）ニーズや意向の把握を目的としたヒアリング、WEB等の各種アンケート調査業務（調査内容及び対象者は問わない）